

## 教育公務員特例法等の改正を受けた山形県教員「指標」の改正について

## (1) 教育公務員特例法及び文部科学大臣指針の改正について

## ◎ 教育公務員特例法の改正について（令和4年5月）

- 令和3年1月、中央教育審議会答申において、2020年代を通じて実現を目指す「令和の日本型学校教育」において実現すべき教員の姿が示され、同年3月、中央教育審議会に「令和の日本型学校教育」を担う教員の養成・採用・研修等の在り方について包括的な諮問がなされた。
- このうち、教員の資質向上に関して、令和3年11月に審議のまとめが公表され、『令和の日本型学校教育』を担う教師の新たな学びの姿』が示された。
- これを受け、令和4年5月、校長及び教員の資質の向上を合理的かつ効率的に実現するため、教育職員免許法及び教育公務員特例法が改正され、教員免許更新制の廃止とともに、任命権者等による研修等に関する記録の作成及び資質の向上に関する指導助言等に関する規定が整備された。

## 《改正の主な内容》

- i) 任命権者は、校長及び教員ごとに研修等に関する記録を作成しなければならない。  
【第22条の5第1項及び第2項】
- ii) 指導助言者<sup>※1</sup>は、校長及び教員の資質の向上に関する「指標」及び教員研修計画を踏まえ、上記の記録に係る情報を活用し、校長及び教員に対し資質の向上に関する指導助言等を行う。  
【第22条の6第1項及び第2項】

※1 指導助言者は、県費負担教職員(市町村立学校の校長及び教員)の場合は市町村教育委員会、その他の校長及び教員(県立学校)の場合は任命権者(県教育委員会)

資料1 資料2

## ◎ 改正教育公務員特例法を受けた「指針」の改正について（令和4年8月）

- 教育公務員特例法（教特法）の改正に伴い、公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針（令和4年文部科学大臣告示第115号、以下「文部科学大臣指針」と言う）が改正された。

## 《指針改正の主な内容》

- i) 教師に共通的に求められる資質能力を、①教職に必要な素養、②学習指導、③生徒指導、④特別な配慮や支援を必要とする子供への対応、⑤ICTや情報・教育データの利活用の5つの柱で再整理。
- ii) 指針に基づく教師に共通的に求められる資質の具体的内容を別途明示。
- iii) 研修履歴を活用した資質向上に関する指導助言等を通じた所属教師の資質向上など、所属教師の人材育成に大きな責任と役割を担っている校長に求められる資質能力を明確化するとともに、校長の指標を、教員とは別に策定することを明記。

資料3

- 任命権者は、指針を参酌し、その地域の実情に応じ、校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標を定めるものとする。

【教特法第22条の3】

## (2) 山形県教員「指標」の改正について

- 改正後の文部科学大臣指針（以下「改正指針」と言う）を踏まえ、山形県教員「指標」（平成30年1月策定）の一部を改正することとする。

### ≪山形県教員「指標」改正の概要≫

#### i) 教諭用

##### ◆改正指針を踏まえた改正

改正指針に基づき文部科学省が別途明示した、「教師に共通的に求められる資質の具体的内容」等を踏まえた改正。

##### (主なもの)

##### 「教職の素養に関する資質・能力」

- ・『令和の日本型学校教育』を踏まえた新しい時代における教育、学校及び教職の意義の理解」を反映

##### 「教職の実践に関する資質・能力」

- ・生徒指導力：「キャリア教育や進路指導の意義を理解し、地域・社会や産業界と連携しながら、学校の教育活動全体を通じて、児童生徒が自分らしい生き方を実現するための力の育成」を反映
- ・学習指導力：『個別最適な学び』と『協働的な学び』の一体的な充実に向けた学習者中心の授業の創造」を反映
- ・ICT活用・情報モラル：「学校におけるICTの活用の意義の理解」を反映
- ・特別支援教育力：「特別な配慮や支援を必要とする子供の特性等の理解」を反映

##### ◆「指標」策定以降の状況の変化等を踏まえた改正

##### 「教職の素養に関する資質・能力」

- ・近年課題となっている若手教員育成に関する記述の追加

##### 「教職の実践に関する資質・能力」

- ・学校におけるICT環境の変化の進展を踏まえた改正

資料4 - 1

資料4 - 2

#### ii) 校長用

##### ◆改正指針を踏まえた改正

- ・学校経営力：「アセスメント能力（学校が置かれた内外環境に関する情報の収集・整理・分析し共有すること）」を反映
- ・連携・協働調整力：「ファシリテーション能力（学校内外の関係者の相互作用により学校の教育力を最大化していくこと）」を反映

資料5

**(参考)**

- ・養護教諭用A・栄養教諭用Aについては、文部科学省から今年度内に示される予定の「養護教諭及び栄養教諭の標準職務の明確化」を踏まえて改正を検討する。(令和5年度予定)
- ・幼稚園教諭用Aについては、養護教諭用A・栄養教諭用Aと時期を合わせて改正を検討する。

**(3) 今後の予定**

- 2月2日 山形県教員資質向上協議会
- 2月上旬
- ～3月上旬 パブリックコメントの実施
- 3月下旬 山形県教員「指標」の決定